

人権いるま

— 第2号 —
令和6年3月発行

編集・発行 入間市人権教育推進協議会・入間市教育委員会



主な内容

- ・令和5年度人権標語紹介
- ・みんなに知ってほしい ヤングケアラー
- ・令和5年度人権作文紹介
- ・人権教育事業参加レポート
- ・人権教育推進協議会から市民のみなさまへ
- ・トピック
- ・人権啓発DVD紹介



令和5年度人権標語紹介

入間市では毎年、市立小中学校の小学5年生・中学1年生を対象に人権標語を募集しています。募集作品の中から一部を紹介します。

- 気がついて 違う個性の 素晴らしさ
- 当たり前? あなたも私も 違う人
- その個性 世界に1つの 宝物
- 暴言は ネット越しでも 届く銃
- かんがえよ 言っているのか? その言葉
- 思いやり 心に花が さきほこる
- あいさつは 元気の扉 あけるカギ
- 思いやり 優しさ溢れる 行動を
- 気づきたい 助けをもとめる 叫び声
- だいじょうぶ あなたの味方は ちゃんという
- ありがとう 言葉で広がる 笑顔の輪

みんなに知ってほしい ヤングケアラー

「あなたができること」「あなただからできること」

ヤングケアラーとは？



「ヤングケアラー」とは、本来、大人が担っているような家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っているこどものことです。

家庭内での役割としてこどもが家族のケアをすることは、家族の絆を深め、思いやりや責任感をはぐくむことにつながるなど良い側面もあります。

一方で、勉強をする、部活動に励む、友だちと遊ぶ、ゲームをするといった、こどもとして想定される生活ができないことから学業や進路、友人関係に影響を及ぼす場合があります。また、長期間にわたって肉体的な負担と精神的な負担が重なることで、体調を崩す場合もあります。学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担を感じていたら、すこし注意が必要です。

ヤングケアラーの抱える問題は、誰にでも起こり得る、ごく身近な問題です。本来守られる立場にあるこどもが、過度な負担を担っていないか早期に気づき、こどもの声をしっかり聴くことが大切です。日頃から、地域の中で、顔を合わせ、声を掛け合い、お互いを気に掛けることがヤングケアラーの支援につながります。地域住民がつながり、自分でできることで支え、時には支えられ、お互いさまの支え合いでいつまでも安心して暮らせるまちにしていきましょう。

「あなたができること」「あなただからできること」を知ろう！

ケアをしている「あなた」もケアを受けている「あなた」も周りにケアに関わる人がいる「あなた」もみんな大切な「あなた」！！

「あなた」が「あなた」らしく過ごせるために、「あなた」のお話を聞かせてください。

みんなが幸せに過ごせる方法を一緒に考えていきませんか？

連絡先

【ヤングケアラー相談窓口】

入間市こども支援課 児童相談担当内

TEL 04-2964-1111 内線2355～2358



みんなに知ってほしい
ヤングケアラー
「あなたができること」
「あなただからできること」
の
リーフレットはこちらから



ヤングケアラーについての詳細

URL : <https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/kodomoshienka/kosodateshien/100/3039.html>

令和5年度人権作文紹介

人権作文とは

入間市の市立小中学校では毎年、小学2年生から中学3年生までの児童生徒が人権作文を書いています。そのうちの1作品を紹介します。

「かわいそう」

小6

「Aってかわいそうだよ。病気があるから。」

と妹が母に話している言葉が聞こえて、びっくりした。ぼくは、妹にかわいそうだと思われるのか？きっと妹は、病気があって大変だろうなという気持ちから「かわいそう」と言ったのだと思う。

ぼく自身も、病気や障害がある人に対して、かわいそうと言っている人を見たことがある。言われた人はどう思うだろう。「かわいそう」は言われたくない言葉だし、ぼくはその言葉はちがうと思う。

妹は母から、

「病気は大変だけど、かわいそうじゃない。Aはかわいそうじゃない。Aはがんばってる。かわいそうって、周りの人が決めることじゃないんだよ。」

と言われていた。その通りだと思った。

ぼくには、周期性発熱症候群という病気がある。原因不明で治りょう法もない。いつかは治るといわれているけれど、それがいつなのかはわからない。周期的に発熱するだけでなく、疲れやストレスがたまってきたときにも、熱が出る。熱が出ないときでも、周期的に口内炎がたくさんできる。口内炎の痛みで食べられるものが限られてくるし、食事の時間もかかる。大好きな給食だって、おなかいっぱい食べられない。大きな行事が近付くと、熱が出ないようにいのるし、疲れがとれるようにぼくを早くねかせようとする母は、面どうくさい。毎日、朝晩に薬も飲む。その薬を飲んでも治るわけではない。だけど、周期があいていくと信じて、口内炎ができなくなることを信じて、毎日予防薬を飲んでいる。

ほしくて病気を持っているわけではない。ぼくはこの病気がきらいだし、大変だと思っている。だけど、そんな気持ちでいても病気は治らない。今は、治るまでつきあっていこうと決めている。そんなときに、「かわいそう」と言われたら悲しくなる。この気持ちはきっとぼくだけではないはずだ。

今の世の中は、冷たい人が多く、病気や障害がある人が生きにくいと思う。目に見える病気や障害のある人は特に、冷たい目で見られることも多いだろう。健康な人も、病気や障害がある人も、みんなが生きやすい世の中にする必要がある。そのためになにが必要か。それは、「病気や障害に対する理解」だと思う。

ぼくは、病気があって大変なときもあるけれど、かわいそうではない。そんな目で見ないでほしい。「かわいそう」と言われるのは、絶対にいやだ。ぼくはただ、病気があるということを知ってほしいだけだ。わかってくれたらきっと、かわいそうという冷たい目で見られることもなくなると思う。病気のこと全部はわからなくても「理解しようとする」だけでいい。例えば、「口内炎があって痛いよね。ゆっくり食べていいよ。」や、「毎日、忘れず薬を飲んでがんばっているよね。」という言葉をかけられたら、うれしい。この人はわかろうとしてくれている人だと思えるから。

小さな理解が少しずつ集まったら、それはいつか大きな理解になると思う。そういう人が少しずつ増えていったら、一人でも増えていったら、きっとだれもが生きやすい世の中になっていこう。もちろん、ぼくもその一人になろうと思う。



人権啓発講座『ヤングケアラー支援

「あなたができること」「あなただからできること」

令和5年9月26日 藤沢公民館

講師：入間市子ども支援課職員

友人2人を誘って、5回の人権講座の申し込みをした。1回目は社会問題として一般的に広く使われはじめたヤングケアラー。

入間市の調査では、令和3年度に小学生5.7%（約17人に1人）、中学生4.1%（約24人に1人）が該当。1学級に1～2人存在し、世話をしているという結果の話聞いたあと、グループに分かれ事例が示されたが、疑問点の質問が出され、感想と支援するためにどんなことができるかなどを話しあった。

講座に参加することによって、事例からヤングケアラーの子ども達が市内にもいることを知っていただける場になった。

執筆 人権教育推進協議会委員 岡崎 幸子

人権啓発講座『発達障害と人権

～発達障害の基礎知識をとおして～

令和5年12月14日 宮寺公民館

講師：埼玉県発達障害支援センター職員

「発達障害と人権」の講座を受講して感じたのは、外見ではわかりにくい障害について、差別や偏見がみられることである。身体障害のように明瞭でなく、また成人前の児童や生徒に多く見られるため、学校でのいじめや仲間外れなどにさらされ、本人にもどうしてよいかわからぬもどかしさがあることである。年齢や体調、周囲の環境等により、専門医でも診断が難しく、他の障害と重なり合う部分があるなどが特徴である。

障害の種別や態様にかかわらず、周囲の大人の支援の基本は、先ず気づくこと、相手の話を聴き否定しないこと、専門家への相談を促すことなどである。

本日の講座で得たこれらのものを、人権の尊重と擁護という目標を達成するために役立てていきたい。

執筆 人権教育推進協議会委員 宮澤 聖二

人権教育推進協議会から市民のみなさまへ

提言書をご紹介します。入間市公式ホームページをぜひご覧ください。

- ・性的少数者の人権に関する教育を推進するために（令和4年3月16日提出）
- ・インターネットの使用法と人権に関する教育を推進していくために（平成30年4月18日提出）
- ・外国人の人権に関する教育を推進していくために（平成28年4月19日提出）
- ・障害者の人権を尊重する教育のありかたについて（平成26年4月18日提出）
- ・子どもの人権尊重を推進するために（平成24年4月26日提出）
- ・高齢者に関する人権教育を推進していくために（平成22年4月26日提出）

https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/shakaikyoikuka/shingikai_iinkai/35/1086.html

トピック



『トランスジェンダーの経産省職員に対するトイレ使用制限違法判決について』

令和5年7月11日、経済産業省に勤めるトランスジェンダーの職員が、職場の女性用トイレの使用を制限されているのは不当だとして国を訴えた裁判で、最高裁判所は、トイレの使用制限を認めた国の対応は違法だと判断しました。

最高裁が性的マイノリティーの人たちの職場環境に関する訴訟で判断を示したのは初めてで、性的マイノリティーの人が、働きやすい環境整備を後押しする判決となりました。

裁判長は補足意見として「トイレを含め、不特定または多数の人々の使用が想定されている公共施設の使用のあり方は、機会を改めて議論されるべきだ」と述べています。

令和5年度購入人権啓発DVD紹介

『いじめ～それぞれの思い それぞれの言い分～』約23分

この作品は、一見非があるように見えるいじめ被害者の事情、正義感がいじめに発展するまでに至った加害者の気持ち、板挟みになる傍観者の心理など、様々な立場にいる生徒を多角的に描くことで、相手の見えない事情を想像することの大切さを提起しています。

このDVDをご利用希望の方は、下記にお問い合わせください。

